覚書

　新潟県立リウマチセンター（以下「甲」という。）と　　　　　　製薬株式会社（以下、「乙」という）の間で、　　　　年　　月　　日に締結した治験薬（　　）における臨床試験（以下、『本治験』という）の実施に当たり、「治験契約書」第14条に基づいて、甲と乙は、次のとおり覚書を締結する。

治験課題名：

第１条（保険外併用療養費支給対象外経費及び本治験に係る検査等の費用）

　　１．本治験の被験者に係る診療等に要する費用のうち、保険外併用療養費の支給対象とならない費用（以下、支給対象外経費という）について、診療月毎に算出した費用を、乙は甲へ支払う。甲は、これらの明細書を作成し請求書を貼付して乙へ通知する。

２．第１項の支給対象外経費は以下のとおりとする。

1）本治験の同意取得日から後観察来院日までの期間に発生する全ての検査・画像診断に係る費用の全額。尚、同種同効薬は含まない。

2）同種同効薬（以下に限定する）

3)

第２条(その他)

　　本覚書に定めない事項その他疑義を生じた事項については、甲乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

本覚書締結の証として、本覚書を２通作成し、甲、乙記名捺印の上、各１通を保有する。

　　年　　月　　日

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

甲　 新潟県立リウマチセンター

院　　長　　　　　石 川　　肇　　　　　印

東京都○○区○○

乙　 ○○製薬株式会社

代表取締役社長　　○　○　　○○　　　　印